

⑭筑波山地域ジオパーク認定商品を募集します

筑波山地域ジオパーク推進協議会では、筑波山地域ジオパークの普及・啓発および地域活性化を図ることを目的として、筑波山地域ジオパークをイメージした商品（料理を含む食料加工品）を募集します。認定商品としてふさわしいと認められた商品は、筑波山地域ジオパーク認定商品（筑波山地域ジオブランド認定商品）とし、ロゴマークの使用および協議会ホームページ等で商品PRをします。

募集要項

(1) 申請資格

次のいずれかと、(2)の必須条件を満たしている商品とします。

- ・食材、素材については、筑波山地域6市内で生産されたものが含まれていること。
- ・事業所が筑波山地域6市内にあり、生産、製造、調理、加工等のいずれかを行っていること。
- ・筑波山や霞ヶ浦などの筑波山地域ジオパークをイメージ出来る商品であり、そのパッケージが筑波山地域ジオパークとの関連を表現したデザインであること。

※筑波山地域6市：笠間市、桜川市、つくば市、石岡市、土浦市、かすみがうら市

(2) 必須条件

- ・筑波山地域ジオパークの特徴的な地形や地質、歴史、文化、生態などとの関連が語れるストーリー性のある商品（既存商品も可）であること。
- ・商品価値に優れ、一定の品質を保持できる体制（材料仕入れ手段、生産手段、販売手段、調理手段、第三者からのクレーム等への対応）を有していること。さらに、食品衛生法および生産・販売・調理に関する法令に遵守され、衛生管理および品質管理、消費者保護に細心の留意を図っていること。

(3) 認定方法および結果について

筑波山地域ジオブランド認定審査会により認定の可否を決定し、申請者に通知します。

(4) 認定期間

認定の日から3年間とし、その後は3年ごとの更新制とします。

(5) 認定の表示に関する費用

商品の容器または包装またはメニューに印刷する場合は無料とし、認定シールを購入する場合には1,000枚につき500円を筑波山地域ジオパーク推進協議会へ納付するものとします。

(6) 申請方法

筑波山地域ジオブランド認定申請書（様式第1号）に必要事項を記入の上、窓口で直接お申し込みください。申請書は、筑波山地域ジオパークホームページよりダウンロードできます。

(7) 申請期間

4月16日（月）～6月18日（月）

(8) 注意事項

- ・申請書類は返却しません。
- ・申請した商品が認定された場合、メディアなどの取材記事、報道に使用することをあらかじめ承諾するものとし、その内容については筑波山地域ジオパーク推進協議会に一任するものとします。

申 商工観光課（内線 517）

問 桜川市経済部商工観光課 TEL 0296-55-1159

